

紫波町都市計画道路整備プログラム

令和8年6月
岩手県紫波町

目 次

1. 趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 都市計画道路の整備状況	1
4. 基本方針	3
5. 事業認可区間の設定及び整備優先度の評価	6
6. プログラムの設定	7
紫波町都市計画道路整備プログラム	8

1. 趣旨

紫波町の都市計画道路は、昭和40年に最初の4路線が都市計画決定されて以降、順次追加決定され、令和6年度末には10路線となっていたが、このうち整備済み路線は1路線のみであった。

こうした中、社会経済状況の変化に対応した都市計画道路の見直しを行い、残る9路線のうち2路線については未着手区間の廃止を行った結果、令和7年度末には整備済み路線が3路線となるが、依然として7路線が未完了となっている。

都市計画道路整備は、家屋移転補償や用地取得などに多額の事業費が必要となるため事業期間も長期とならざるを得ないが、これまで事業着手に関する方針等がなかったことから、未整備区間の整備優先度の明確化を図るとともに、概ねの事業着手時期を把握し、限られた予算で効果的効率的に道路網の形成を図るため、本プログラムを策定するものである。

2. 計画期間

令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10年間

3. 都市計画道路の整備状況

趣旨で述べた2路線の未着手区間の廃止を行った結果、現在の都市計画道路の整備状況は、表1及び図1のとおりとなる。

表1 都市計画道路の整備状況(令和8年1月末日現在)

番号	路線名	計画延長(km)	改良済延長(km)	改良率	未着手延長(km)	備考
①	紫波線	8.69	8.69	1.00	0.00	整備完了
②	日詰駅線	0.60	0.24	0.40	0.36	県道日詰停車場線
③	北日詰朝日田線	2.67	2.24	0.84	0.43	
④	平沢大地町線	3.19	1.74	0.55	1.45	継続検討(※1)
⑤	下川原東裏線	0.59	0.59	1.00	0.00	整備完了
⑥	田頭大坪線	0.64	0.64	1.00	0.00	整備完了
⑦	東裏中新田線	1.68	1.45	0.82	0.23	
⑧	希望ヶ丘線	2.21	1.74	0.79	0.47	継続検討(※2)
⑨	西七久保朝日田線	1.22	0.00	0.00	1.22	継続検討(※3)
⑩	北日詰箱清水線	0.75	0.07	0.09	0.68	継続検討(※4)
計		22.24	17.40	0.78	4.84	

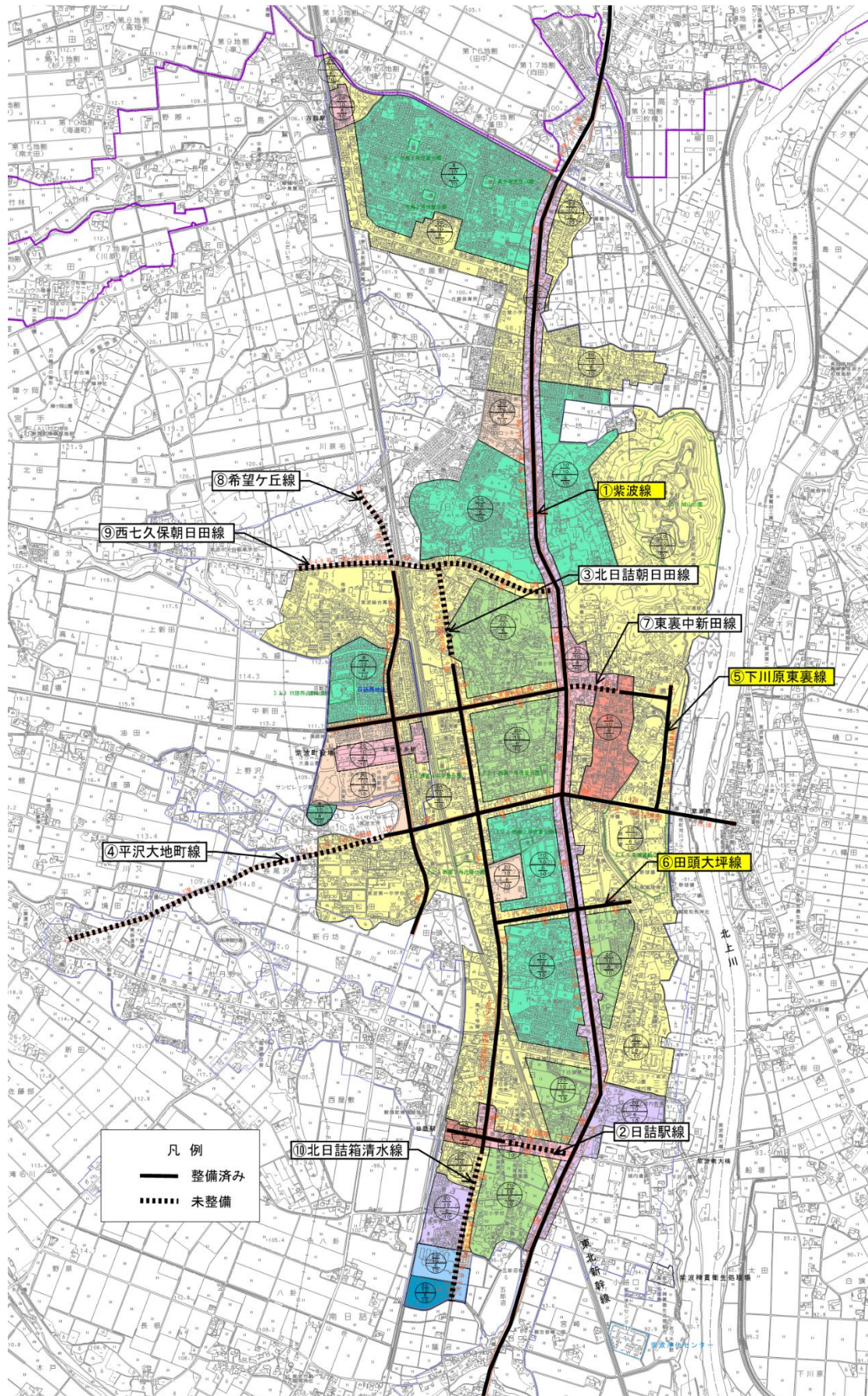
※1 未整備区間の一部を現道線形に沿って線形変更を検討。

※2 新幹線高架橋に係る計画条件を踏まえ、未整備区間の廃止を検討。

※3 新幹線高架橋に係る計画条件を踏まえ、全線幅員縮小を検討。

※4 未整備区間の一部の幅員縮小を検討。

図1 都市計画道路の整備状況図（令和8年1月末日現在）



4. 基本方針

(1) プログラム対象路線の選定

(a) 抽出条件

全 10 路線の中から以下の 3 つの条件で対象路線を抽出することとする。

条件 1 整備完了路線 (①⑤⑥) を除く

条件 2 県道 (②) を除く

条件 3 継続検討路線 (④⑧⑨⑩) を除く (ただし、⑩の一部幅員縮小検討区間以外は除かない)

(b) 対象路線

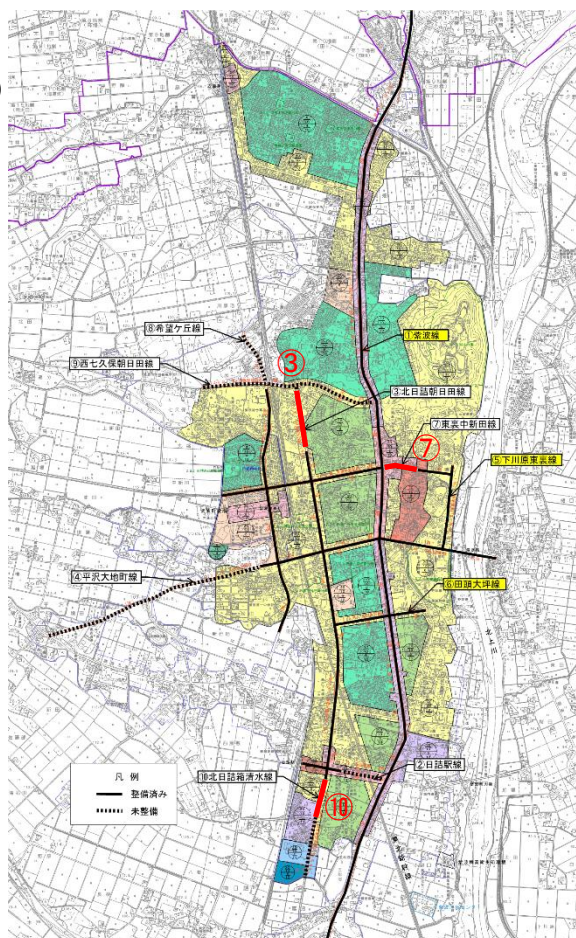
表 1 から (a) により抽出すると、対象路線は表 2 及び図 2 のとおりとなる。

表 2 プログラム対象路線一覧表

番号	路線名	計画延長 (km)	改良済 延長(km)	改良率	未着手 延長(km)	対象延長 (km)
③	北日詰朝日田線	2.67	2.24	0.84	0.43	0.43
⑦	東裏中新田線	1.68	1.45	0.82	0.23	0.23
⑩	北日詰箱清水線	0.75	0.07	0.09	0.68	0.30
計		5.10	3.76	0.74	1.34	1.03

図 2 対象路線位置図

(図 1 に重ねて朱書き表示)



(2) 優先整備評価項目の設定

次の評価項目1～5に基づき、対象路線の整備優先度を検証する。

検証に際しては、都市計画法第59条の規定による都市計画事業認可を受ける見込みの区間ごとに整備優先度を検証する。

なお、各評価項目番号に優劣は設定しない。

評価項目1	紫波町立地適正化計画の施策展開への必要性
評価項目2	通学路指定の有無及び交通安全確保の必要性
評価項目3	紫波町都市計画マスタープランの幹線道路網方針図における位置付け
評価項目4	指定避難場所等へのアクセス性
評価項目5	町の主要事業に対する関連性

評価項目1の視点

- ・紫波町立地適正化計画では、その基本方針の中で二つの 施策・誘導方針を設定している。
- ・方針1は、「中心市街地の再生」をテーマに、「中心市街地」や「歩行者動線」を設定している。(図3参照)
- ・方針2は、「子育てがしやすく将来に渡って暮らしやすいまちづくり」をテーマに、「子育て快適エリア」を設定している。(図4参照)
- ・ここでは、これら指標となる「中心市街地」「歩行者動線」「子育て快適エリア」に位置しているか否かを視点に評価する。
- ・指標3つ全てに位置する場合は「◎」、2つは「○」、1つは「△」、ない場合は「-」とする。

図3 施策・誘導方針1のイメージ

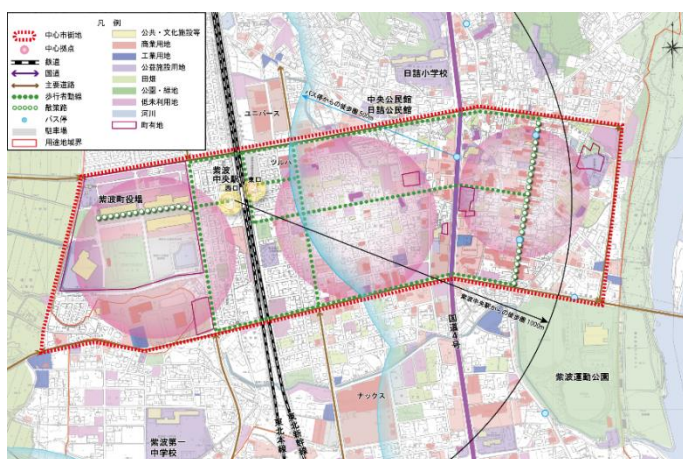
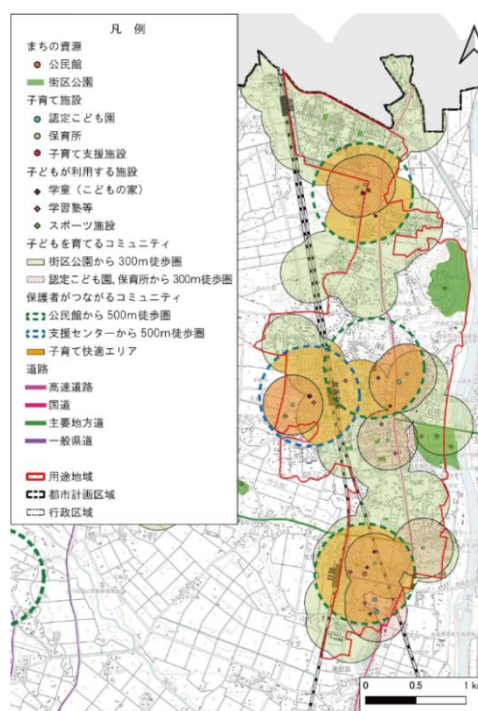


図4 施策・誘導方針2のイメージ



5. 事業認可区間の設定及び整備優先度の評価

(1) 事業認可区間の設定

都市計画法第59条の規定による都市計画事業認可を受ける際には、一般的に、当該区間を5～7年程度で完了するよう設定する。

整備優先度の評価に際し、次のとおり事業認可区間を設定する。

なお、新設区間については、取付道路との交差点間を基本として全断面一括した区間設定とするが、現道の拡幅区間については、歩道整備効果の早期発現のため、半断面ずつの区間設定とする。

図6 事業認可区間設定図 (③北日詰朝日田線)

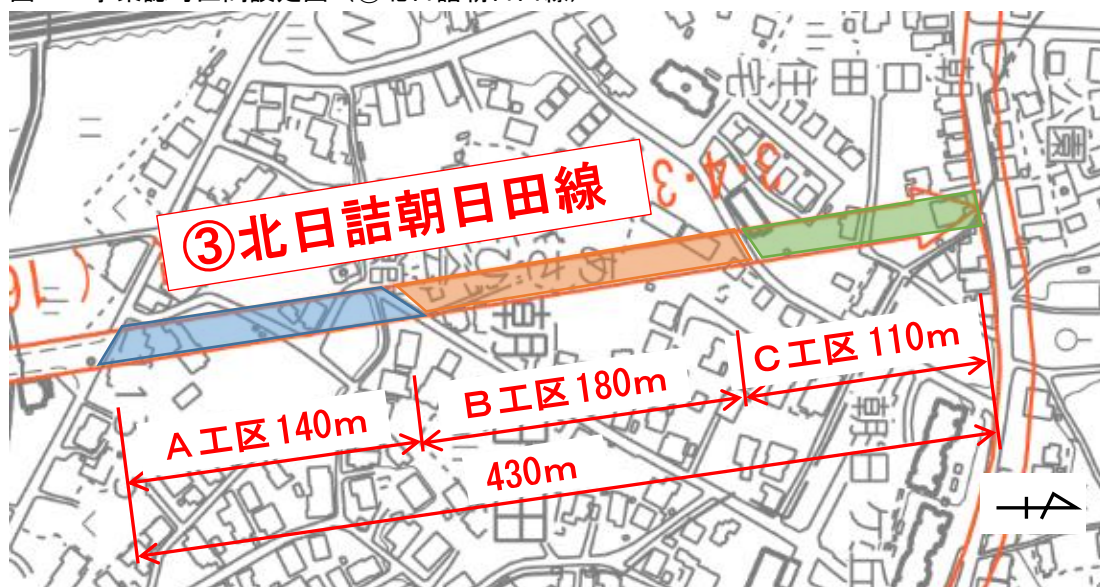


図7 事業認可区間設定図 (⑦東裏中新田線)

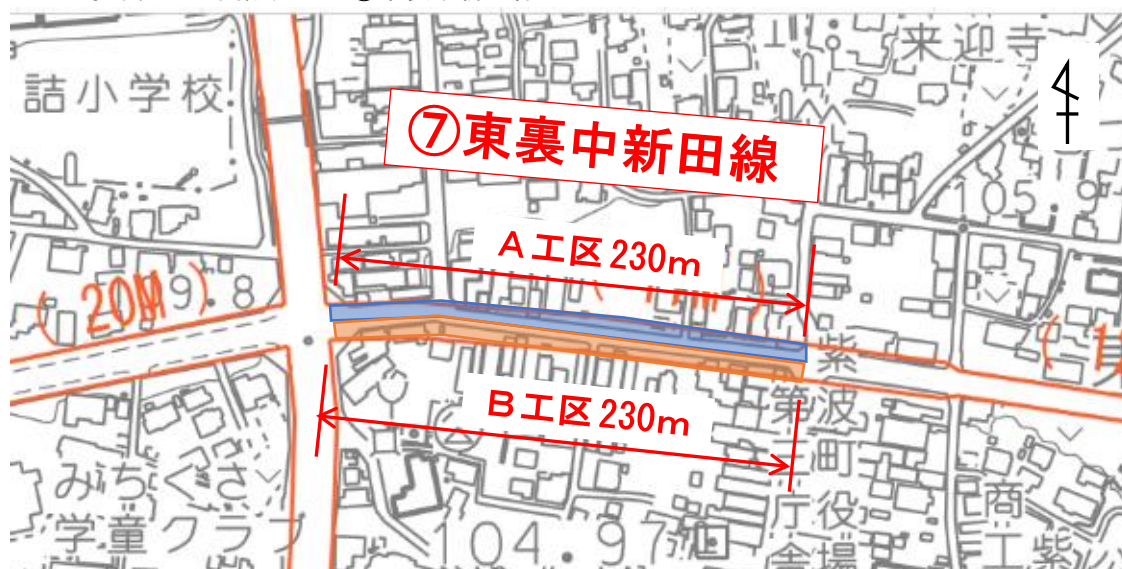
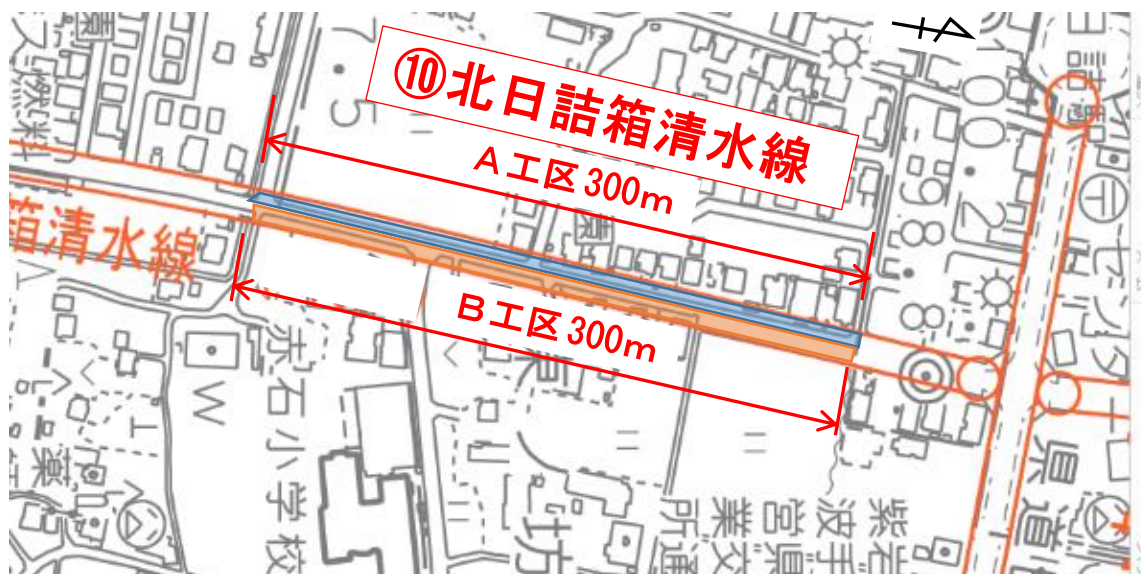


図8 事業認可区間設定図 (⑩北日詰箱清水線)



(2) 整備優先度の評価

設定した事業認可区間の整備優先度を以下の要領で評価する。

- ①設定した事業認可区間ごとに、前述の評価項目1～5により評価する。
- ②総合評価は、優先度の高い順にA、B、Cとする。

表3 整備優先度評価表

事業認可区間	概算事業費 (千円)	評価項目					総合 評価
		1	2	3	4	5	
③北日詰朝日田線(A工区)	290,000	△	—	○	—	—	C
〃 (B工区)	540,000	—	—	○	—	—	C
〃 (C工区)	278,000	—	—	○	—	—	C
⑦東裏中新田線 (A工区)	569,000	◎	—	△	—	○	B
〃 (B工区)	611,000	◎	—	△	—	○	B
⑩北日詰箱清水線(A工区)	474,000	△	◎	○	—	○	A
〃 (B工区)	195,000	△	◎	○	○	○	A

6. プログラムの設定

表3の内容を踏まえ、下記整備区分によりプログラムを設定する。

なお、表1において継続検討とされている路線の見直しが実施された場合や社会情勢の変化など必要に応じて本プログラムの見直しを行うものとする。

整備区分：I) 整備完了を目指す路線・区間

II) 事業着手を目指す路線・区間

紫波町都市計画道路整備プログラム

I) 令和17年度までに整備完了を目指す路線・区間

番号	路線名	区間	延長(m)	整備区分
I-1	北日詰箱清水線	(A工区：赤石小学校前 西側半断面) 北日詰字八反田～南日詰字箱清水	300	I
I-2	〃	(B工区：赤石小学校前 東側半断面) 北日詰字八反田～北日詰字東ノ坊	300	I

II) 令和17年度までに事業着手を目指す路線・区間

番号	路線名	区間	延長(m)	整備区分
II-1	東裏中新田線	(A工区：日詰商店街入口 北側半断面) 日詰字郡山駅	230	II
II-2	〃	(B工区：日詰商店街入口 南側半断面) 日詰字郡山駅	230	II

項目	識別
令和17年度までに整備完了を目指す路線・区間	—
令和17年度までに事業着手を目指す路線・区間	—

